



医療用補正具 購入費助成事業のご案内



登米市

医療用補正具とは

医療用ウィッグと乳房補正具のことです。

医療用ウィッグ：がん治療による頭部の脱毛を補うためのウィッグ

乳房補正具：がん治療（手術療法に限ります。）により、切除された乳房を補正するための人工乳房、パッド、ニップル等



医療用補正具購入費助成事業とは

がん治療に伴う外見の変化などによる精神的負担を軽減し、療養生活の質の向上と社会復帰の支援を図るため、医療用補正具を購入した方に、購入費の一部を助成をします。

助成の対象となる方

以下の全ての項目を満たす方が対象となります。

- 1) 申請日において登米市内に住所がある方
 - 2) がんと診断され、医療機関においてその治療を受けた方、または受けている方
 - 3) がん治療に伴う脱毛または乳房の切除により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある方または支障が出るおそれのある方
 - 4) 市町村民税の所得割額（住民票上の世帯の構成員のうち収入がある方の所得割課税年額の合算額）が304,200円未満の世帯の方
 - 5) 過去に他の都道府県または市町村において同種の補正具の購入に対する助成等を受けていない方
 - 6) 市税の滞納がない方
- ※年齢、性別に制限はありません

助成対象となる補正具の種類

ウィッグ：申請年度内に購入した、全頭用のウィッグに限ります。

毛髪付き帽子や部分用ウィッグ、ケア用品等は対象外です。

乳房補正具：人工乳房、パッド、ニップル等で体内に挿入する人工乳房は除きます。

助成対象経費・助成金額

助成対象経費

申請する年度内に購入した医療用補正具本体の購入経費
（助成対象者1人あたり、補正具1点）

助成金額

助成対象経費の全額とし、医療用ウィッグについては3万円、乳房補正具（右側及び左側それぞれ）については2万円を上限とします。

（千円未満の端数は切り捨て）

申請に必要な書類等

- 1) 登米市医療用補正具購入費助成金交付申請書
- 2) 補正具購入にかかる領収書（明細のわかるもの）
※申請者の氏名が記載されているもの。領収書のみで明細が分からない場合、レシートや内訳書なども必要となります。
- 3) がん治療を受けている（受けていた）ことがわかる書類
- 4) 振込先が確認できる通帳等（申請者本人のものに限ります）

※上記のほか、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

※本年1月1日時点で登米市に住所を有していなかった方については、課税状況等を確認できませんので、前住所地から課税証明書等を取得いただく必要があります。

※対象となる方が未成年の場合には、保護者が申請者となります。

※交付申請書、がん治療受診証明書は登米市ホームページからダウンロードできます。



申請の流れ

①申請書類を用意し、市民生活部健康推進課へご提出ください。

②受理・審査

▼ 約1週間後

③交付（不交付）決定通知書を郵送します。

▼ 1～2週間後

④（交付が決定した場合）申請口座へ助成金を交付します。

※期間は目安です。不足書類があった場合等には、交付がこれより遅れることがあります。

助成に関するお問い合わせ・申請書提出先



登米市市民生活部健康推進課

TEL 0220-58-2116

Eメール kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130（登米市役所南方庁舎）

登米市のホームページから申請書類のダウンロードや助成に関するQ&Aの閲覧ができます。

登米市 医療用補正具 助成



で検索！

がんに関するご相談は・・・

県内のがん診療連携拠点病院に開設されている各「がん相談支援センター」または宮城県対がん協会内に開設されている「宮城県がん総合支援センター（022-263-1560）」へご相談ください。



助成に関するQ&A

以前購入した補正具はさかのぼって補助対象になりますか。	購入した年度を越えての申請はできません。
補正具のレンタル費用は補助対象になりますか。	対象外です。購入経費のみ対象としています。
通信販売で購入した場合など、送料や手数料は対象になりますか。	なりません。補正具本体の購入価格が対象です(消費税は対象となります)。
1度がんの治療を受けてウィッグ等を購入し補助を受けたが、再発した際改めて購入した場合は対象となりますか。	一度補助を受けていれば、その補正具は対象外となります。 (以前ウィッグ購入費の助成を受けた場合、再度ウィッグ購入費の助成を受けることはできません。以前ウィッグ購入費の助成を受け、乳房補正具購入費の助成を受けることは可能です。) また、補助を受けたのがほかの自治体でも同様です。
がん治療受診証明書以外に、治療を行っていることを確認する書類はどのようなものですか。	治療方針計画書や化学療法説明書、お薬手帳や診療明細書等が考えられます。

治療と仕事の両立支援

～治療を受けながら働き続けることを不安に思っている方へ～

あなたと会社との間の調整を、医療機関（主治医）と連携して支援します。
相談・支援内容などについては、お気軽にお問合せください。

○宮城県産業保健総合支援センター（平日8：30～17：15）

TEL：022-267-4229

○両立支援相談窓口（東北労災病院 地域医療連携センター内）

TEL:022-275-1111（代表）

